

議案第 8 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

別表特定非営利活動法人パピポの項中「市川市南八幡 3 丁目 6 番 1 8 号」を「市川市南八幡 4 丁目 2 番 5 号いちかわ情報プラザ 2 0 3 号室」に改め、同表特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会の項を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 6 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表特定非営利活動法人パピポの項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 3 所得割の納税義務者がこの条例の施行の日前に支出した改正前の別表特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会の項に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）に対する市川市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項第 4 号に

掲げる寄附金については、なお従前の例による。

理 由

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となっている特定非営利活動法人からの申出により当該法人を当該対象から外すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。